

諮詢庁：文部科学大臣

諮詢日：令和元年9月24日（令和元年（行情）諮詢第259号）

答申日：令和2年3月18日（令和元年度（行情）答申第614号）

事件名：地方公務員災害補償基金により、教員に関して「過労死等」と認定された原因となった行為を行った者の氏名がわかる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「教員である者に関して、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）により「過労死等」と認定されたもののうち、その原因が特定の個人の行為によるものとして特定されている場合であって、原因となった行為を行った者の氏名がわかる文書（初等中等教育局財務課（以下「特定課」という。）で保有しているもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月14日付け31受文科初第502号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「教員である者に関して、基金により「過労死等」と認定されたもののうち、その原因が特定の個人の行為によるものとして特定されている場合であって、原因となった行為を行った者の氏名がわかる文書（特定課で保有しているもの）」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、文書不存在を理由として不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、以下の理由により、原処分の取消しを求める旨の審査請求がなされたところである。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を管理している。

2 本件対象文書の不存在について

本審査請求に係る開示請求について、特定課においては、教員である者に関して、基金により「過労死等」と認定されたもののうち、その原因が特定の個人の行為によるものとして特定されている場合であって、原因となつた行為を行つた者の氏名がわかる文書を保有していないため、該当する行政文書が存在しない。

なお、諮詢に当たり、念のため執務室及び書庫等を改めて探索したが、本件開示請求に該当する文書は確認できなかつた。

3 原処分にあたつての考え方について

以上のことから、本件対象文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は根拠が無く、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行つた。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和元年9月24日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 令和2年3月6日 | 審議 |
| ④ 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行つた。これに対して、審査請求人は、処分庁は開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めてゐるが、諮詢庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮詢庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮詢庁は、以下のとおり説明する。

本件開示請求文書はもともと、「教員に過労をさせた者の氏名がわかる文書（特定課で保有しているもの）」であるところ、処分庁においては、当該開示請求文書を「教員である者に関して、地方公務員災害補償基金により「過労死等」と認定されたもののうち、その原因が特定の個人の行為によるものとして特定されている場合であつて、原因となつた行為を行つた者の氏名がわかる文書」と解して、該当する文書を探索したが、そもそも、特定課においては、本件対象文書を作成・取得すべき事務を所掌していないため、該当する行政文書が存在せず、また、諮詢

に当たり、念のため執務室及び書庫等を改めて探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

なお、地方公務員災害補償基金は、総務省管下の認可法人である。

(2) 本件対象文書について、該当する文書を保有していないとする諮詢窓の上記(1)の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聰、委員 泉本小夜子、委員 山本隆司